

**日程第29 議案第15号 市道路線の認定について**

○議長（小林 弘君）日程第29 議案第15号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第30 議案第16号 訴えの提起について**

○議長（小林 弘君）日程第30 議案第16号訴えの提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）お願いいたします。今回、訴訟の提起が上がっておるんですけども、まず確認しておきたいのがこの訴訟にかかる費用の部分で、橋本市だけではなく近隣自治体、今回の場合は九度山町、かつらぎ町、高野町、消防についても伊都消防、高野消防も関わってくるのかなというふうに思っておるんですけども、ここの費用の振り分けというのがどのようになっていくのかがもし分かれば。割合で結構です、パーセントでも結構ですので、こういった割合で各消防、各近隣自治体とも話がついているんやでというのを教えていただきたいのと、時期的にこのタイミングで訴訟を提起するということは、ある種時効の中断的な意味もあるのかなという

ふうに解釈できるんですけども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）議員の質問にお答えします。

まず、関係する消防、それから構成する市町のほうの割合になりますけども、総額7億4,000万円払った支払いから算出しております。橋本消防が約46%、高野町の消防本部が17%、それから、伊都消防組合消防本部が37%を案分して総額支払っております。伊都消防が支払った金額の中には、高野口町の方も含まれております。伊都消防の分のうち、高野口町の分がだいたい36%に当たります。その分を橋本市として橋本消防に加算しますと、橋本市の分は約60%になります。

それと、時効に関することなんですけども、事件の概要のとおり、これまで相手方に損害賠償金の請求を行ってきました。しかし、今のところ支払いに至っておりません。本市の顧問弁護士とも相談し、今回、時効の関係、来年3月になるんですけども、これを延長する目的もあって、この時期に訴訟による請求という判断を行いました。

以上でございます。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）相手も大きい会社で、今後どうなっていくか。今違う裁判もされているかと思えますけれども、ただ、今回訴訟を提起した後、結構長期間続く訴訟になってくるかと思えます。1審だけでは決まらないというところもあるんですけども、やはりそこまでの分も各消防であったりというコンセンサスが取れているのかなと。下手したら10年近くかかる訴訟になってくる可能性があ

るんですけども、その辺りはいかがですか。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）おっしゃるとおり、先がいつになるか全く不透明な状況ですけども、談合発覚の当初から、三つの消防本部で協議しておりました。代表消防で契約者である橋本市が顧問弁護士と相談し、本件の対応を現在行っております。このことについては各消防本部と、それを構成するかつらぎ町、九度山町、高野町の担当者には報告しまして、本市が原告となって訴訟事務を担うことについても確認しております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第31 議案第17号 財産の譲与について

○議長（小林 弘君）日程第31 議案第17号 財産の譲与について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 財産の譲与についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第32 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（小林 弘君）日程第32 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）そもそも論に異議はありません。数年、年に1回のアンケート結果とかも見ておりますし、個人的調査で言いますと、そこに通う保護者とか、自分の近い友人だけなんで100%聞いているわけではないですけど、あそこの園は人気がある、ようやくやってくれると聞いとるんで、継続的には一切問題ございません。ただ、今回の三石のエリア以外のところではアンケート調査が8割を切っているところとか、そういうところは再度プロポーザル、入札は行うべきである。随時契約みたいな形は問題があるという認識を持った上で、この三石はよくできていると、ここでいいと思います。気持ちよく賛成できるものです。

本議会、自分の一般質問も絡むことなんですけども、前回の5年の債務負担の金額のベースでいいますと、委託料ですね、債務負担を打っているのは委託料、令和の時代になるとは思ってなかったんで、平成30年、31年、32年、33年、34年の試算の根拠ですね。分母になる委託料の数字、決算額に応じて返ってくるお金、この辺のある程度余剰金、少なかつたらあかんので、ある程度多めに試算して、委託して、ほんで返ってくる分というこのお金の使い道というか、ほかに何かに使えないとか、そういうのはまたいろいろ条例とかがあるんで使えないのは分かっているんです。

何を言いたいかというのは二つあるんです。一つは、今議会まで価格高騰とか、コロナで補助金を出したとか、生活に支援をしたとか、今回はいろんな入札業者とか一般のところは価格高騰に対して財政調整基金を切り崩してまで皆さんに誠意を見せたという橋本市の当局の姿勢があるんであれば、今年この年に上がってくる、たまたまこの年に上がってくる

三石、三石と言うてええんかどう分かってへん、すいません、その辺は議事録上、調整願います。この契約をしようとしている議案が上がってきてくれる社会福祉法人に対して、価格高騰の分というのは積んでないんじゃないかと。これを言いたいわけなんです。矛盾していると。ほんなら、ほかのところでソフトの事業で加配であったり、アレルギー対応であったり、よくやってくれていると思います。そのときそのとき試算したらいいと思うんですけども、処遇改善の加算、スキルのアップの部分であったりとか、処遇改善その3でいろんな処理的なことであったりとか、そういうところにきめ細かく計算いって保育士に対しての姿勢を見せれるのであれば、さっきの教育委員会のエアコンを使い過ぎての価格高騰の分とかは教育委員会やったらすつつくのに、なぜこの委託会社に対しての電気代の価格相当、さっきの教育委員会の答弁もおかしいんですよ。基本料金というのはそんな簡単に変わらないんですわ。使った分だけが上がるとるんですわ。ほんなら、一般家庭において動力、単相の計算式とか、電卓をたたき直して、やっぱりもうちょっとつけたらなあかんのとちやうのというのをこれで聞きたいんですけど、こども課の見解はいかがですか。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

確かに物価高騰分につきましては、今回の債務負担額につきましては反映してございません。あくまで国の公定価格に基づきまして、在園児数を見込みまして積算してございます。ですので、公定価格というのは国のほうでその都度見直されるんですけども、その比準に応じて対応したいと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）この指定管理についてのその金額というのは、必要な分がはみ出た場合はついていくというご答弁を頂いたということですのでよろしいですか。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）5年間の債務負担額を、この限度額を5年目で上回ったときには、補正予算という形でご審議を頂く形になると思います。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第33 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（小林 弘君）日程第33 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、総務委員会に付託いたします。